

## 知識等習得コース等関係Q & A

R8.4/8時点

内容	回答
オンラインで訓練を行うことはできるか。	通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われる訓練(以下「オンライン訓練」という。)をあらかじめカリキュラムに組み込むことができます。オンライン訓練を行う訓練機関は、企画提案時に様式17を提出してください。 なお、オンライン訓練時の訓練生負担等について、募集案内・施設見学会等において、あらかじめ説明が必要です。
同時かつ双方向でないビデオ配信等による訓練を行うことはできるか。	同時かつ双方向でないビデオ配信等による訓練を行うことはできません(eラーニングコースを除く)。
同地域で同じ募集期間内に同分野のコースは2つまでということであるが、同じパソコン(オフィス系)の分野で入門者向けと中級者向けのコースがある場合、これも一つの分類として取り扱われることになるのか。	一つの分類として取り扱われることとなります。
知識等習得コースであっても訓練導入講習の記載は必要なのか。	デュアルコース以外の場合、記載は必要ありません。 デュアルコースの提案には必ず記載してください。
知識等習得コースであってもスクーリングの記載は必要か。	eラーニングコース以外の場合、記載は必要ありません。 eラーニングコースの提案には必ず記載してください。
企画提案の応募にあたっては、千葉県物品等入札参加資格(委託)については、何年度のものが必要なのか。	企画提案の時点では令和8・9年度の入札参加資格が必要です。契約時にも令和8・9年度の入札参加資格を使用してください。新規提案等の場合で、まだ手続きがなされていない場合は、千葉県管財課で随時申請の手続き(一般競争入札参加予定連絡票を必ず添付)を、早急に行ってください。 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html</a>
養成施設指定の有無について	国や自治体から指定を受けているものがあれば、有としてご記載ください。 例: 介護福祉士養成施設・社会福祉士養成施設等
主な設備の記載内容について	施設の設備(例: 休憩室等) 訓練に使う備品等 自由に記載していただければよいです。
就職活動日について確定していないがどうしたらよいか。(様式2)	予定として記載していただければよいです。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースとは、どのようなコースか。	概ね60歳以上の者を対象とし、専門科目、高齢求職者専門科目及び高齢求職者就職促進科目から構成されるカリキュラムにより、高齢求職者の就職に必要な資格取得及びその他、高齢求職者の就職に結びつく技能の習得を目指すコースです。詳細は仕様書で確認してください。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースは、60歳以上の者しか受講できないのか。	概ね60歳以上の者を対象とするコースですが、申し込み時に50歳以上の者については受講可能です。
パソコン(オフィス系)とは、どのようなコースか。	学科・実技のカリキュラム中で、MicrosoftのWord、Excel、PowerPoint、Accessなどのオフィス系パソコン技能について学ぶ時間が、原則過半数を超えているコースです。
デジタル人材育成コースとは、どのようなコースか。	学科・実技のカリキュラム中で、ITパスポート・基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語(python等)について学ぶ時間が原則過半数を超えているコースです。

内容	回答
<p>オフィス系パソコン技能とウェブデザインを半々で学ぶコースはパソコン(オフィス系)とデジタル人材育成コースのどちらになるか。</p>	<p>原則、パソコン(オフィス系)コースになります。ただし、ITパスポート・基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語(python等)に関する専門人材の育成が訓練目標(仕上がり像)となっている場合や、ITスキル標準(以下「ITSS」という。)レベル1以上の資格取得を目指すカリキュラムとなっている場合、デジタル人材育成コースで申請することが可能です。</p>
<p>デジタル訓練促進費はどのような場合に支給されるか。</p>	<p>① ITSSレベル1以上のIT資格取得率が35%以上またはWebデザイン関係の資格取得率が50%以上で、かつデジタル訓練促進費就職率が70%以上の場合に支給されます。          なお、IT資格取得率35%以上(Webデザイン関係の資格取得率が50%以上)とは、訓練修了者又は就職のために中退した者の35%(Webデザインの資格の場合は50%)以上が、該当する資格を、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内(就職のために中退した者については中退日まで)に新規に取得した場合を指します。ただし、訓練受講者が複数の資格を新規に取得しても、新規資格取得者としては1人として数えます。          なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外します。          ② ①に該当しない場合に、DX推進スキル標準対応コースであれば支給されます。DX推進スキル標準対応コースとは、「企画提案書様式」別紙1の「スキル項目・学習項目チェックシート」に記載されているA「ビジネス変革」、B「データ活用」、C「テクノロジー」、D「セキュリティ技術」のうち、複数のカテゴリーがカリキュラムに盛り込まれたコースのことです。</p>
<p>ITSSレベル1以上の資格とはどのような資格か。</p>	<p>NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとし、訓練生募集案内等に明記するものとします。なお、複数の資格の取得を目指すコースも設定可能とします。</p>
<p>Webデザイン関係の資格とはどのような資格か。</p>	<p>千葉県離職者等再就職訓練仕様書(知識等習得コース・デジタル人材育成)の14ページにある別添2をご覧ください。</p>
<p>ITパスポートはITSSレベル1以上の資格に該当するか(以前はITSSレベル1の資格とされていた。)</p>	<p>ITパスポートは、現在は、上記の「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されていないので、対象外になります。</p>
<p>MOS検定やWEBクリエイター能力認定試験はITSSレベル1以上の資格に該当するか。</p>	<p>現在、上記の「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されていないものは、全て対象外になります。</p>
<p>デジタル訓練促進費は、ITSSレベル2以上の資格取得を目指すコースでもよいか。</p>	<p>ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースであれば、デジタル訓練促進費の対象コースになります。</p>
<p>ITSSレベル1以上の資格と、対象外のMOS検定の複数の資格取得を目指すコースでもよいか。</p>	<p>対象外の資格以外に、ITSSレベル1以上の資格取得も目指すコースであれば、デジタル訓練促進費の対象コースになります。</p>
<p>ITSSレベル1以上またはWebデザイン関係の資格取得を目指すコースでも、「デジタル人材育成コース」で申請できるか。</p>	<p>ITパスポートなどのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語(python等)に関する専門人材の育成が訓練目標(仕上がり像)となっている場合、「デジタル人材育成コース」で申請できます。</p>

内容	回答
訓練実施計画等で目標として明記していないITSSレベル1以上の資格を訓練生が新規に取得した場合、新規資格取得者として、IT資格取得率の算定に加えられるか。	算定には加えられません。
1人の訓練生が複数の資格を取得した場合、新規資格者としてはどのようにカウントするのか。	1人の訓練生が複数の資格を新規に取得した場合も、新規資格取得者としては1人で算定します。
ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースの場合、ITSSレベル1以上の資格試験の受験は必須か、訓練生の任意か。	ITSSレベル1以上の資格試験の受験は必須ではありませんが、募集案内等で資格取得を勧めるなどに努めてください。
既にITSSレベル1以上の資格を取得している者も、ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースを受講できるか。その場合のデジタル資格取得率の計算はどうか。	既に資格取得済の者が、同資格の訓練コースの受講を希望する場合でも、受講可能です。この場合、デジタル資格取得率の算定においては、合格証や資格証の写しを確認できた場合に、当該者を分子分母から除外することとします(複数のITSSレベル1以上またはWebデザイン関係の資格取得を目指すコースでは、それを全て取得していた者のみ除くこととします。)。なお、デジタル訓練促進費就職率の算定では、当該者も分子分母に含めます。
次の者は受講可能か。 ①IT関連職種で就業経験のあるITSSレベル1以上の資格未取得者 ②ITSSレベル1以上の資格を既に取得しているが、他のITSSレベル1以上の資格取得を希望する者	①、②とも対象になります。この場合、IT資格取得率の算定に含めます(他のITSSレベル1以上の資格の取得ができなくても算定から除外しません)。
次の者が受験して合格した場合、「新規資格取得者」となるか。 ①CCNAやCompTIA Network+などの有効期限が訓練開始前に失効している者が、対象期間中に再度CCNAやCompTIA Network+を受験して合格した場合 ②CCNAやCompTIA Network+などの有効期限が対象期間中に失効する者が、失効前に再度受験して合格した場合	①については、新規資格取得者として差し支えありません。 ②についても、訓練実施期間中に資格の有効期限が失効する者については、新規資格取得者として差し支えありません。
受験回数に制限はあるか。	制限はありません。
デジタル資格取得の確認はどのように行うのか。	訓練生から、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内の日付の合格証書の写し等の提出を受け、取扱テクノスクールに提出する報告書に添付してください。合格証書の写し等の提出が無い場合、資格取得の確認ができないため、新規資格取得者とはみなされません。
ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースの場合、就職率の算定に用いる就職先はIT関連職種に限定されるか。	(デジタル訓練促進費就職率の対象就職者である必要がありますが、)職種は、IT関連職種以外でも、就職としてカウントします。
デジタル訓練促進費の支払はいつか。	訓練修了日の翌日から起算して3か月以内の就職率及び資格取得率の要件を確認した上で、デジタル訓練促進費を支払うこととなります。 ただし、DX推進スキル標準対応コースのみの設定でデジタル資格の取得を目指すコースの場合は訓練実施経費と同じ時期に支払われます。
ITSSレベル1以上の資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に受験し、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内を超えてから結果が判明する場合、新規資格取得者に該当するか。	合格発表日が、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に当てはまらない場合は、一律に対象外となります。
DX推進スキル標準の詳細が知りたい。	以下のサイトをご覧ください。 ※経済産業省HP「デジタルスキル標準」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html">https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html</a>
DX推進スキル標準対応コースかどうかの判断はどのように行うのか。	企画提案時に「スキル項目・学習項目チェックシート(別紙1)」を提出していただきます。別紙1に記されているA~Dのカテゴリーのうち2つ以上のカテゴリーにチェックが入ればDX推進スキル標準対応コースと認められます(スキル項目に1つでもチェックが入ればそのカテゴリーにチェックが入ったことになり、カテゴリー内のすべてのスキル項目を満たさなければいけないわけではありません)。訓練カリキュラムを作成する際(様式3の科目の内容欄)は、チェックシートに記載のある学習項目例となるべく同じ表現を使うようにしてください。カリキュラムに該当項目が盛り込まれていることがわかりづらい場合には、訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料を提出していただきます。

内容	回答
<p>どの分野のコースでも(例えば、介護分野のコースでも)DX推進スキル標準対応コースとして認められるのか。</p>	<p>デジタル分野に関連するコースのみが対象となり、介護コースは認められません。 デジタル分野に関連するコースかどうかについては、DX推進スキル標準(参照： <a href="https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html">https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html</a>)で示されている人材類型・ロールに必要とされるスキルを身に付けるための訓練カリキュラムや仕上がり像となっているかどうかを判断基準とし、県で判断します。</p>
<p>デジタル資格に係るデジタル訓練促進費とDX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費の併給はできるのか。</p>	<p>できません。資格取得コースとDX推進スキル標準対応コースを併用したコース設定はできますが、その場合、資格取得コースの要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、DX推進スキル標準対応コースによるデジタル訓練促進費を支給します。</p>
<p>デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを設定することとしているが、具体的にどうすればよいか。</p>	<p>企画提案の際には別紙2「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を提出することにより、それぞれの分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定してください。 上記カリキュラム設定の際は、以下の点に留意してください。 ・別紙2の【項目】は、別紙3の項目番号と対応しています。 ・原則、別紙3中の「行動例/学習項目例」に挙げられているものを盛り込んで様式3のカリキュラムを作成し、その項目番号に該当する別紙2の【項目】のチェック欄にチェックをつけて提出してください(別紙2のうち複数の項目にチェックをつけてもよいです)。 様式3のデジタルリテラシー該当科目については、科目の内容のところに「(デジタルリテラシー)」などと記載するようにしてください。あわせて、添付書類として、訓練内容の該当箇所がわかる資料を提出してください。 ・別紙3の中にない例を用いてカリキュラムを作成しても差し支えありませんが、その場合、別紙2の「その他」欄に、別紙3を参考に検討したカリキュラム内容と別紙3中の該当する項目番号を記載してください。</p>
<p>デジタルリテラシーの必要性・重要性の周知は必ずしなければならないのか。</p>	<p>デジタル分野以外のコースにおいては必ず行ってください。</p>